（総務課の所掌事務）

第百六十九条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

（削る）

八　（略）

２　（略）

（事業経理官の職務）

第百七十一条　事業経理官は、次に掲げる事務に参画する。

一　経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

二　食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び国営土地改良事業勘定の経理並びに東日本大震災復興特別会計の経理（農林水産省の所掌に係るものに限る。）に関すること。

（農政調整官及び統計品質向上専門官）

第二百三十一条　調整課に、農政調整官一人及び統計品質向上専門官二人を置く。

２　（略）

３　統計品質向上専門官は、命を受けて、地方農政局の所掌事務に係る統計の品質の向上のための審査並びに品質の管理に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（統計指導官及び統計分析官）

第二百三十二条　統計企画課に、統計指導官及び統計分析官それぞれ二人を置く。

２　（略）

３　統計分析官は、命を受けて、地方農政局の所掌事務に係る統計の総合的な分析に係る統計の収集、整理及び分析に関する事務を行う。

（四国東部農地防災事務所）

第二百六十三条　（略）

２・３　（略）

４　四国東部農地防災事務所に、次の五課並びに用地調整官一人、管理調整官一人、技術専門官二人及び環境専門官一人を置く。

庶務課

用地課

調査設計課

工事第一課

工事第二課

５　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、用地課は工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに土地改良財産の管理及び処分に関する事務を、調査設計課は工事の実施に関する調査、計画及び調整に関する事務並びに工事の設計基準及び工種別実施設計の作成に関する事務を、工事第一課は吉野川下流域農地防災事業に係る工事の実施に関する調査及び調整に関する事務を、工事第二課は吉野川下流域農地防災事業に係る工事第一課の所掌に属しない工事の実施に関する事務並びに農業用施設機械及び電気通信設備に関する事務をつかさどる。

６～９　（略）

（総務課の所掌事務）

第百六十九条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により農林水産省に設けられた共済組合に関すること。

九　（略）

２　（略）

（厚生官の職務）

第百七十一条　厚生官は、次に掲げる事務に参画する。

一　職員の災害補償に関すること。

二　職員の福利厚生に関すること。

三　国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により農林水産省に設けられた共済組合に関すること。

（農政調整官）

第二百三十一条　調整課に、農政調整官一人を置く。

２　（略）

（新設）

（統計指導官及び情報調整官）

第二百三十二条　統計企画課に、統計指導官及び情報調整官それぞれ二人を置く。

２　（略）

３　情報調整官は、命を受けて、統計に関する情報システムの管理及び統計企画課の所掌事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（四国東部農地防災事務所）

第二百六十三条　（略）

２・３　（略）

４　四国東部農地防災事務所に、次の六課並びに用地調整官一人、管理調整官一人、技術専門官二人及び環境専門官一人を置く。

庶務課

用地課

管理課

調査設計課

工事第一課

工事第二課

５　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、用地課は工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務を、管理課は土地改良財産の管理及び処分に関する事務を、調査設計課は工事の実施に関する調査、計画及び調整に関する事務並びに工事の設計基準及び工種別実施設計の作成に関する事務を、工事第一課は吉野川下流域農地防災事業に係る工事の実施に関する調査及び調整に関する事務を、工事第二課は吉野川下流域農地防災事業に係る工事第一課の所掌に属しない工事の実施に関する事務並びに農業用施設機械及び電気通信設備に関する事務をつかさどる。

６～９　（略）